

事業概略書

(調査研究事業の場合)

女性相談支援員向け研修の教材作成及び実施方法に関する調査研究事業

PwCコンサルティング合同会社 (報告書A 4版 37頁)

事業目的

令和6年4月1日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下「新法」)が施行された。新法は、近年、女性が抱える困難な問題が、生活困窮、性暴力、性犯罪被害、家庭環境の破綻など多様化、複雑化、複合化してきたことを踏まえて制定されたものである。新法では、支援の対象について年齢、障害の有無、国籍等を問わず、「日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)」としている。

支援は、女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設や民間団体等がそれぞれの特色を尊重し、補完し合いながら対等な立場で協働していくことが求められている。また、地域における支援体制は、都道府県、市区町村が中心となり、地域格差がないよう構築していくことも求められている。

上記の状況を踏まえ、「令和5年度 困難な問題を抱える女性への支援の在り方等に関する調査研究事業」(以下「令和5年度事業」)において、新たに「女性相談支援員養成研修」の研修カリキュラム(以下「研修カリキュラム」)が策定された。研修カリキュラムは、女性相談支援員を対象にしており、処遇改善加算の要件となるものである。女性相談支援員の経験年数や役割に応じて、受講者を3つに分類し、策定された。研修カリキュラムに基づき、女性相談支援員に対する研修が効果的に全国で実施されるようにするためには、各自治体において活用可能な教材や、研修の実施方法について例を示していく必要があることから、本事業では研修の教材資料や、研修の実施方法を示した手引きなどを作成することを目的とした。

事業概要

本事業では女性支援に知見のある有識者や、研修実施主体となる自治体担当者による検討委員会を組成し、作成する教材資料や研修手引きについて、助言をいただきながら以下の項目について実施した。

(1) 「受講者用研修手引き」の作成：本研修受講者が、研修受講時の諸注意や事前課題等について理解するために作成

(2) 「自治体用(研修実施主体用)研修手引き」の作成：実施主体である自治体が研修を実施する際に、研修の背景・目的、研修の内容、研修前の準備事項等を理解するために作成

(3) 教材資料の作成：幅広い支援対象者に対する支援に地域差が生じないようにするために、各有識者のご協力をいただきつつ、研修カリキュラムに則って作成

(4) 修了テストの作成：修了要件を踏まえつつ、各有識者のご協力をいただきつつ、選択肢式のテストを作成

(5) 研修動画の作成：研修講師に教材資料に則って解説をしていただき、その様子を撮影

(6) モデル研修の実施：研修カリキュラムのうち、演習科目の効果的な実施方法を明らかにし、各自治体に周知し、都道府県用及び受講者用研修手引きの内容を改良するために実施

(7) 自治体(研修実施主体)ヒアリング：より良い研修手引きの作成のため、研修実施主体として、研修手引きを確認する中で分かりづらい点はないかなどを2自治体から聞き取った

なお、(5) 研修動画の作成にあたっては、動画の撮影及び編集について株式会社tomonessに委託した。

調査研究の過程

上記の実施事項のうち、(3)(4)(5)を担う各有識者の選定をまずは実施し、各有識者と随時(3)(4)(5)作成に係る調整を行った。また、(1)(2)は事務局案を作成しつつ、(5)(6)(7)の実施結果や分析結果を踏まえ、より効果的な成果物となるよう適宜(1)(2)に反映した。

また、当初は第3回検討委員会を令和6年内に実施することで、「研修実施手引き」に対するご意見を頂戴することを想定していたが、モデル研修及びヒアリング調査の実施結果を踏まえた上で検討すべきだという考えのもと、第3回検討委員会の開催日を令和7年2月に変更した。

研修資料及び研修手引きについては、有識者による検討委員会、厚生労働省担当室との議論を踏まえ、その内容に性暴力被害等の内容を含み、広く公開することで、性暴力加害者や被害者の目に留まり二次被害とならないよう、非公開とすることとなった。

事業結果

実施項目それぞれについて実施し、本研修が効果的に全国で実施されるよう、各自治体において活用可能な教材や、研修の実施方法の例を提示することができた。

一方、近年の社会情勢の急激な変化、女性の抱える問題が多様化、複雑化、複合化していること、関連した法制度の変更が生じうることなどを踏まえると、客観的な視点からカリキュラム及び研修教材の見直しが必要になってくると考えられる。研修教材の全面見直しには相当な手間や時間もかかるため、研修教材の一部のみを差し替えるなど、柔軟な対応を取るような工夫をすることも一案である。

また、各自治体によって研修を実施あるいは受講できる環境がさまざまであることも本事業で明らかになった。修了証の発行や受講管理体制の構築、演習の実施方法などについては、自治体が、状況に応じて、それぞれ工夫していただくことで、より支援現場の実態に合わせた研修を実施できると考えられる。

インターネット活用環境の整備について、今後オンデマンドでの研修の機会は増加していくことも想定されるため、各自治体や各職場で、積極的にインターネット活用環境の整備を進めていただくことが重要だと考えられる。

事業実施機関

PwCコンサルティング合同会社

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目2番地1号 Otemachi One タワー

TEL : 03-6257-0700 (代表)

調査研究等の報告書表紙レイアウト（参考）

令和6年度社会福祉推進事業

女性相談支援員向け研修の教材作成及び実施方法に関する調査研究事業

事業報告書

令和7年3月

PwC コンサルティング合同会社

調査研究等の報告書目次レイアウト（参考）

目次

1. 事業概要	1
(1) 事業の背景及び目的	1
(2) 女性相談支援員養成研修の概要	2
(3) 事業概要	6
(4) 検討委員会	7
2. 教材資料・研修動画・修了テストの策定	8
(1) 各教材の概要	8
(2) 各科目の担当者	8
(3) 各教材の公開方法	10
3. 研修手引きの作成	11
(1) 研修手引きの概要	11
(2) 検討委員会での意見及び対応	14
(3) 自治体ヒアリングにおける意見及び対応	16
4. モデル研修の実施	21
(1) モデル研修の概要	21
(2) モデル研修を踏まえた検討	22
5. 女性相談支援員向け研修の教材作成及び実施方法に関する意見	32
(1) 検討委員会での意見	32
(2) 意見を踏まえたまとめ	34
6. 令和5年度に作成したシラバスについて	35
付録	36
(1) モデル研修の事後アンケート用紙	37